



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和8年8月20日（木）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
技術検査課	建設業企画監	中島	内線 4553 直通 058-272-8504 FAX 058-278-2734

入札参加資格停止の措置について

1 概 要

公正取引委員会は、香川県発注の特定土木一式工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為があったとして、令和8年6月25日、違反事業者29社のうち、20社に排除措置命令、27社に課徴金納付命令を行った。

2 対 応

岐阜県入札参加資格者名簿の登載業者である1社に対し、「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2第1項及び別表第2第2号の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

なお、課徴金減免制度の適用を受けているため、同要領第4第2項の規定により短縮した停止期間とする。

3 停止措置業者及び停止期間

停止措置業者	停止期間
青葉工業(株)（本店：香川県高松市）	令和8年8月21日から令和8年11月4日まで （2.5カ月）

4 参 考

○岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（抜粋）

（資格停止）

第2 知事は、有資格業者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する資格停止の期間の特例）

第4 （略）

2 知事は、別表第2第2号及び第3号に掲げる措置要件に該当した有資格業者が独占禁止法第7条の4第1項から第3項までの規定により第7条の2第1項の課徴金の減免を受け、その事実が公表された場合にあつては、当該有資格業者の資格停止の期間を、第2、第3（第3項を除く。）及び前項の規定により定める資格停止の期間の2分の1の期間に短縮するものとする。

別表第2

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為） 2 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、県工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 別表第2	3カ月以上 5カ月以内